

## 保健福祉部

No. 60

制度名	地域少子化対策重点推進交付金	主管課名 企画・結婚支援 G	少子化対策課 企画・結婚支援 G
目的・趣旨	結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援する施策を推進し、地域における少子化対策の推進に資することを目的とする。		
〔対象団体〕	市町村		
〔対象事業〕	<p>(1) 重点課題事業・優良事例の横展開支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情・課題に応じた少子化対策を推進し、子育てしやすい生活環境を整備するため、地方自治体が実施する取組</li> <li>・結婚に対する取組や結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組</li> </ul> <p>(2) 結婚新生活支援事業</p> <p>結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する自治体を対象に、国が自治体による支援額の一部を補助</p>		
〔補助要件等〕	<p>(1) 重点課題事業・優良事例の横展開支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付対象：結婚に対する取組</li> </ul> <p>結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組 等</p> <p>(2) 結婚新生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象世帯：夫婦ともに34歳以下かつ世帯所得340万円未満の新規に婚姻した世帯</li> </ul>		
〔対象経費〕	<p>(1) 重点課題事業・優良事例の横展開支援事業</p> <p>地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金</p> <p>(2) 結婚新生活支援事業</p> <p>市町村の支給する経費であって、以下に係るもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻に伴う新規の住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援</li> <li>・婚姻に伴う引越費用に係る支援（引越業者又は運送業者への支払に係る実費に限る。）</li> </ul>		
〔補助限度額等〕	<p>(1) 重点課題事業・優良事例の横展開支援事業</p> <p>1 市町村当たりの交付上限額：重点課題事業 1,000 万円 優良事例の横展開事業 750 万円</p> <p>(2) 結婚新生活支援事業</p> <p>1 世帯当たりの交付上限額：30 万円</p>		
〔経費負担割合〕	※国負担割合は、重点課題事業のみ 2/3		
区分	国(※)	県	市町村
市町村	1/2, 2/3	—	1/2
〔2年度当初予算額〕	〔2年度補助対象団体〕 93,036 千円 令和2年4月頃決定予定		
〔備考〕			